第２５号議案

豊川市職員定数条例の一部改正について

豊川市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年２月２３日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市職員定数条例の一部を改正する条例

豊川市職員定数条例（昭和２４年豊川市条例第１１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「８４２人」を「８５３人」に、「８０４人」を「８１８人」に、「３８人」を「３５人」に、「７２５人」を「７３８人」に、「１，８６０人」を「１，８８４人」に改める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、職員定数の適正化を図るため必要があるからである。